茅ヶ崎市地域防災計画　地震災害対策計画　新旧対照表（修正骨子案）

資料１

新	旧
目次 第３章　災害に強いまちづくり 第５節　土砂災害警戒区域等の予防対策 第１　危険区域等の予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５６ （略） 第５章　災害時の応急対策活動 第６節　避難対策 第９　応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３７	目次 第３章　災害に強いまちづくり 第５節　土砂災害警戒区域等の予防対策 第１　危険箇所の予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５６ （略） 第５章　災害時の応急対策活動 第６節　避難対策 第９　応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３７
Ｐ３ 第１章　地震災害対策の計画的な推進 第２節　茅ヶ崎市の防災ビジョン 第１　茅ヶ崎市の防災ビジョン ４　「市民と地域の絆で築く共生社会の実現」 （略） このことから、恒久的に災害に強く、持続的に発展する防災体制の確立のためには、性別や年齢、障がいの有無、国籍等による問題を感じることなく、平常時から市民一人一人がお互いの権利を尊重することで、相互理解のもと、共に支え合い、助け合う共生社会の実現が必要です。 そのためには、円滑な応急対策活動や避難所運営の実施、未来を見据えた復旧・復興対策等をはじめとした防災に関する政策や方針決定の場に、女性やこども・若者、高齢者、障がい者などが参加・貢献し、多様性を認めることが重要です。 市は、この計画の全ての事項を通じて、男女共同参画、その他の多様な視点や地域における生活者の視点を取り入れ、「市民と地域の絆で築く共生社会の実現」を目指します。	Ｐ３ 第１章　地震災害対策の計画的な推進 第２節　茅ヶ崎市の防災ビジョン 第１　茅ヶ崎市の防災ビジョン ４　「市民と地域の絆で築く共生社会の実現」 （略） このことから、恒久的に災害に強く、持続的に発展する防災体制の確立のためには、性別や年齢、障がいの有無、国籍等による問題を感じることなく、平常時から市民一人一人がお互いの権利を尊重することで、相互理解のもと、共に支え合い、助け合う共生社会の実現が必要です。 そのためには、円滑な応急対策活動や避難所運営の実施、未来を見据えた復旧・復興対策等をはじめとした防災に関する政策や方針決定の場に、誰もが参加・貢献し、多様性を認めることが重要です。 市は、この計画の全ての事項を通じて、男女共同参画の視点や地域における生活者の視点を取り入れ、「市民と地域の絆で築く共生社会の実現」を目指します。
Ｐ４ 第１章　地震災害対策の計画的な推進 第３節　茅ヶ崎市の自然的・社会的条件 第２　社会的条件 １　人口	Ｐ４ 第１章　地震災害対策の計画的な推進 第３節　茅ヶ崎市の自然的・社会的条件 第２　社会的条件 １　人口

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>本市の人口は、令和〇年〇月〇日現在〇〇〇，〇〇〇人であり、１ｋｍ²当たりの人口密度は、およそ〇，〇〇〇人です。</td><td>本市の人口は、令和８年２月１日現在２４５，０７６人であり、１ｋｍ²当たりの人口密度は、およそ６，８６４人です。</td></tr>
<tr><td>Ｐ６
第１章　地震災害対策の計画的な推進
第４節　被害想定
第１　地震被害の想定
１　想定地震
【検討対象地震一覧】
<table><tr><th>想定地震</th><th>説明</th><th>発生確率</th><th>地震のタイプ</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>⑤南海トラフ巨大地震</td><td>南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード９．０の地震である。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、南海トラフ巨大地震対策措置法の対象となる地震である。国の長期評価によると、南海トラフ全域での地震発生確率が３０年以内に８０％程度であり、切迫性が指摘されている。</td><td>30年以内80%程度(南海トラフの地震)※</td><td>海溝型(南海トラフ)</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>※　南海トラフ地震の発生確率については、国の最新評価（令和７年９月）では「３０年以内に６０～９０％以上」とされている。</td><td>Ｐ６
第１章　地震災害対策の計画的な推進
第４節　被害想定
第１　地震被害の想定
１　想定地震
【検討対象地震一覧】
<table><tr><th>想定地震</th><th>説明</th><th>発生確率</th><th>地震のタイプ</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>⑤南海トラフ巨大地震</td><td>南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード９．０の地震である。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、南海トラフ巨大地震対策措置法の対象となる地震である。国の長期評価によると、南海トラフ全域での地震発生確率が３０年以内に８０％程度であり、切迫性が指摘されている。</td><td>30年以内80%程度(南海トラフの地震)</td><td>海溝型(南海トラフ)</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>Ｐ１７
第１章　地震災害対策の計画的な推進
第５節　地震災害対策計画の推進主体とその役割
第２　防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱
１　指定地方行政機関
(8)　国土交通省国土地理院関東地方測量部
ア　災害時等における地理空間情報の整備・提供
イ　復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言
ウ　地殻変動の監視</td><td>Ｐ１７
第１章　地震災害対策の計画的な推進
第５節　地震災害対策計画の推進主体とその役割
第２　防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱
１　指定地方行政機関
(8)　国土交通省国土地理院関東地方測量部
ア　災害時等における地理空間情報の整備・提供
イ　復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言
ウ　地殻変動の監視</td></tr>
</table>

新	旧
エ　災害教訓の伝承 **（9）　総務省神奈川行政評価事務所** ア　被災者への生活支援情報の提供 イ　災害時に専用電話を備えた相談窓口の開設 ウ　災害時に特別行政相談所の開設	（新設）
Ｐ３０ **第２章　災害に強い組織・人づくり** **第２節　防災知識の普及・啓発** **【取り組みの方向】** **第１　市民等に対する防災知識の普及・啓発　企画政策部、くらし安心部、都市部、保健所** **３　防災訓練等の参加促進** 市及び自主防災組織は、市民等に対して、地域で想定される災害を想定した防災訓練等への積極的な参加を促します。その際、女性やこども・若者の参加の促進に努めます。	Ｐ３０ **第２章　災害に強い組織・人づくり** **第２節　防災知識の普及・啓発** **【取り組みの方向】** **第１　市民等に対する防災知識の普及・啓発　企画政策部、くらし安心部、都市部、保健所** **３　防災訓練等の参加促進** 市及び自主防災組織は、市民等に対して、地域で想定される災害を想定した防災訓練等への積極的な参加を促します。
Ｐ３５ **第２章　災害に強い組織・人づくり** **第４節　地域防災力の強化** **【現状】** ○市には、現在１消防団本部と２２分団（定員４２７人）が組織され、４地区（茅ヶ崎、鶴嶺、松林、小出）に分かれて活動を行っています。（令和８年４月１日現在 ○市内には、令和８年４月現在、１３５自主防災組織が結成され、各組織では、防災訓練の企画、実施、活動に必要な資機材の整備、活動マニュアルの作成等に取り組んでおり、市は、その活動を支援しています。 ○市は、平成１３年度より、地域防災の担い手となる防災リーダーの養成研修を実施しており、令和９年２月現在、〇，〇〇〇名（うち女性〇〇〇名）の防災リーダーが自主防災組織等で活動しています。	Ｐ３５ **第２章　災害に強い組織・人づくり** **第４節　地域防災力の強化** **【現状】** ○市には、現在１消防団本部と２２分団（定員４２７人）が組織され、４地区（茅ヶ崎、鶴嶺、松林、小出）に分かれて活動を行っています。（令和７年４月１日現在 ○市内には、令和７年４月現在、１３５自主防災組織が結成され、各組織では、防災訓練の企画、実施、活動に必要な資機材の整備、活動マニュアルの作成等に取り組んでおり、市は、その活動を支援しています。 ○市は、平成１３年度より、地域防災の担い手となる防災リーダーの養成研修を実施しており、令和８年２月現在、２，８２１名（うち女性８１０名）の防災リーダーが自主防災組織等で活動しています。

新	旧
【課題】 ○男女共同参画、その他の多様な視点を反映した防災対策を進めるためには、地域防災活動における、女性やこども・若者の参加が重要です。	**【課題】** ○男女共同参画の視点に配慮した防災対策を進めるためには、地域防災活動における、女性の参加が重要です。
第３　自主防災組織の活動　**くらし安心部、自主防災組織** **２　災害時の主な活動** （4）応急救護活動の実施 自主防災組織は、負傷者に対して、外傷の応急手当を実施するとともに、医師の処置が必要な場合には、医療救護所（赤羽根中学校を除く公立中学校１２校及び小和田小学校、地域医療センター）や、災害時に診療対応を行っている目安となるイエローフラッグを掲げた診療所等へ搬送します。	**第３　自主防災組織の活動**　**くらし安心部、自主防災組織** **２　災害時の主な活動** （4）応急救護活動の実施 自主防災組織は、負傷者に対して、外傷の応急手当を実施するとともに、医師の処置が必要な場合には、医療救護所（赤羽根中学校を除く公立中学校１２校及び小和田小学校、地域医療センター）等へ搬送します。
第６節　防災訓練の実施 **【現状】** ○市は、防災関係機関との協力連携のもと、災害対策本部運営訓練、津波対策訓練、消防防災啓発事業、通信訓練等を実施しています。	**第６節　防災訓練の実施** **【現状】** ○市は、防災関係機関との協力連携のもと、災害対策本部運営訓練、津波対策訓練、消防防災フェスティバル、通信訓練等を実施しています。
Ｐ５６ **第３章　災害に強いまちづくり** **第５節　土砂災害警戒区域等の予防対策** **【現状】** ○現在、本市には法指定の急傾斜地崩壊危険区域はありません。 ※平成１５年３月に県の調査により公表された急傾斜地危険箇所は２３箇所、土石流危険渓流は１箇所となっています。 ○令和８年２月２７日現在、市では、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）が５７区域（内２カ所は藤沢市と茅ヶ崎市に跨がる区域）、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）が５６区域（藤沢市と茅ヶ崎市に跨がる区域が内２カ所）指定されています。 ○市は、地震後の大雨や、大雨が降り続いた後の地震の被害を考慮した土砂災害警戒区域等の予防対策を講じるため、その箇所の防災パトロールを実施しています。	**Ｐ５６** **第３章　災害に強いまちづくり** **第５節　土砂災害警戒区域等の予防対策** **【現状】** ○現在、本市には法指定の急傾斜地崩壊危険区域はありませんが、平成１５年３月に県の調査により公表された急傾斜地崩壊危険箇所は２３箇所、土石流危険渓流は１箇所となっています。 ○令和３年５月２５日現在、市では、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）が５２区域、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流）が５３区域指定されています。 ○市は、地震後の大雨や、大雨が降り続いた後の地震の被害を考慮した急傾斜地崩壊危険箇所等の予防対策を講じるため、その箇所の防災パトロールを実施しています。

新	旧
【取り組みの方向】 **第１　危険区域等の予防対策　くらし安心部、都市部、建設部、消防本部、消防団、茅ケ崎警察署、藤沢土木事務所** **１　危険区域等の調査・把握** 市は、地震や大雨によるがけ崩れ、土石流等により危険が想定される区域等を、県や防災関係機関と連携し、調査・把握します。 **第２　警戒避難体制の整備　くらし安心部、消防本部、消防団、茅ヶ崎警察署** **３　土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報の伝達** レベル４土砂災害危険警報は、レベル３土砂災害警報の発表後（積乱雲が急速に発達する場合など予測が難しい状況では、レベル３土砂災害警報を経ずにレベル４土砂災害危険警報が発表されることもある。）命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける警報で、県と横浜地方気象台から共同で発表されます。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクルで確認することができ、危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル４に相当する情報です。 市は、市域に対して発表された場合に備え、警戒避難体制、パトロール、地域住民及び防災関係機関への情報伝達体制の整備に努めます。	【取り組みの方向】 **第１　危険箇所の予防対策　くらし安心部、都市部、建設部、消防本部、消防団、茅ケ崎警察署、藤沢土木事務所** **１　危険箇所の調査・把握** 市は、地震や大雨によるがけ崩れ、土石流等により危険が想定される箇所を、県や防災関係機関と連携し、調査・把握します。 **第２　警戒避難体制の整備　くらし安心部、消防本部、消防団、茅ヶ崎警察署** **３　土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報の伝達** 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市町村の防災活動や地域住民の避難行動を支援するために、県と横浜地方気象台が共同で発表する防災情報です。 また、土砂災害緊急情報は、大規模な土砂災害が急迫している状況において、国土交通省や県が緊急調査を実施し、調査結果に基づき、被害が想定される区域・時期を市に通知する防災情報です。 市は、市域に対して発表された場合に備え、警戒避難体制、パトロール、地域住民及び防災関係機関への情報伝達体制の整備に努めます。
Ｐ６３ **第４章　平常時の対策** **第１節　災害対策本部機能の強化** **【現状】** （略） ○市は、防災関係機関と連携の強化を図るため、関係機関参加のもと、災害対策本部運営訓練、津波対策訓練、消防防災啓発事業、災害情報受伝達訓練等を実施しています。 （略） **第４節　医療救護・保健活動体制の充実** **【現状】** ○（略）	Ｐ６３ **第４章　平常時の対策** **第１節　災害対策本部機能の強化** **【現状】** （略） ○市は、防災関係機関と連携の強化を図るため、関係機関参加のもと、災害対策本部運営訓練、津波対策訓練、消防防災フェスティバル、災害情報受伝達訓練等を実施しています。 （略） **第４節　医療救護・保健活動体制の充実** **【現状】** ○（略）

新	旧
○（略） ○（略） ○（略） ○災害時の医療救護体制として、医療救護所等での医療活動（市からの要請に基づいた開設予定地への参集）だけでなく、市内で震度６弱以上の地震を観測した場合は、市からの協力要請を待たず、自院や自局の開設を目指す医療活動を実施します。また、災害時に診察・調剤を行っている診療所や薬局は、災害時イエローフラッグを掲げることとしています。（災害時医療における初動体制強化等を目的とし、令和８年３月２６日に三師会と協定を締結しました。） （略） ○令和８年３月時点で、市内に特定医療費（指定難病）医療受給者が○，○○○人おり、保健師等が患者・家族の支援を行っています。また、人工呼吸器を装着している方の災害時個別支援計画の作成を進めています。	○（略） ○（略） ○（略） ○（新設） （略） ○令和７年３月時点で、市内に特定医療費（指定難病）医療受給者が１，９１２人おり、保健師等が患者・家族の支援を行っています。また、人工呼吸器を装着している方の災害時個別支援計画の作成を進めています。
Ｐ７２ **第４章　平常時の対策** **第５節　津波対策** **【課題】** ○市は、引き続き津波一時退避場所（津波避難ビル・津波避難地）の確保や海抜表示等の津波避難体制を強化する必要があります。 （略） **第３　津波避難対策　くらし安心部** **１　茅ヶ崎市津波避難計画の策定** 市は、津波対策の推進に関する法律に基づき、市民等の津波避難行動の考え方や市の津波対策の体制など、市民等の迅速かつ円滑な避難を確保するために必要な事項を定めた津波避難計画を策定します。 津波避難計画は、県の津波浸水想定の見直しや津波避難訓練で明らかになった課題、社会的条件の変化等を踏まえ、必要に応じて見直します。 （1）避難対象地域の設定 市は、津波浸水想定区域に基づき、安全面の確保や円滑な避難等を考慮するとともに住民の居住区域や自主防災組織の活動区域等、地域の状況を勘案し、次のとおり避難対象地域を設定します。	Ｐ７２ **第４章　平常時の対策** **第５節　津波対策** **【課題】** ○市は、引き続き津波一時退避場所の確保や海抜表示等の津波避難体制を強化する必要があります。 （略） **第３　津波避難対策　くらし安心部** **１　茅ヶ崎市津波避難計画の策定** 市は、津波対策の推進に関する法律に基づき、市民等の津波避難行動の考え方や市の津波対策の体制など、市民等の迅速かつ円滑な避難を確保するために必要な事項を定めた津波避難計画を策定します。 津波避難計画は、県の津波浸水想定の見直しや津波避難訓練で明らかになった課題、社会的条件の変化等を踏まえ、必要に応じて見直します。 （新設）

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>

ア　大津波警報発表時

津波浸水想定区域を含む字・丁目を基本に、次のとおり避難対象地域を設定します。避難対象地域は、津波ハザードマップ（令和７年８月作成）に掲載し、周知啓発を行います。

<table>
<tr><th>地区名</th><th>避難対象地域</th></tr>
<tr><td>湘　南</td><td>中島の一部、柳島、柳島一丁目、柳島二丁目、柳島海岸、松尾、浜見平</td></tr>
<tr><td>南　湖</td><td>南湖一丁目、南湖二丁目、南湖四丁目、南湖五丁目、南湖六丁目、南湖七丁目</td></tr>
<tr><td>茅ヶ崎南</td><td>中海岸二丁目、中海岸三丁目、中海岸四丁目</td></tr>
<tr><td>海　岸</td><td>東海岸南一丁目、東海岸南二丁目、東海岸南三丁目、東海岸南四丁目、東海岸南五丁目、東海岸南六丁目</td></tr>
<tr><td>浜須賀</td><td>菱沼海岸、白浜町、浜須賀</td></tr>
<tr><td>松　浪</td><td>富士見町、常盤町、緑が浜、汐見台</td></tr>
<tr><td>鶴嶺東</td><td>下町屋一丁目、浜之郷の一部</td></tr>
</table>

イ　津波警報発表時

神奈川県が公表する「神奈川県西部地震における津波浸水予測図」を基に、国道１３４号以南の地域を避難対象地域に設定します。

ウ　津波注意報発表時

神奈川県が海岸保全基本計画で定める「防護ライン」を基に、相模湾に面する海岸砂浜の地域を避難対象地域に設定します。

</td><td></td></tr>
</table>

新	旧
避難対象地域 大津波警報発表時 津波警報発表時 津波注意報発表時  (2) 避難目標地点（避難目標ライン）の設定 市は、大津波警報発表時に避難者が避難対象地域外へ避難する際の目標地点について、津波浸水想定区域及び目標地点の明確さなどを考慮し、次に示す道路を目標地点として定めます。 道路名（路線番号） / 区　　間 国道１号 / 馬入橋から南湖入口交差点まで 南湖通り（市道 0206 号線） / 南湖入口交差点から南湖中央交差点まで 鉄砲道（市道 0121 号線） / 南湖中央交差点から平和学園前交差点まで 学園通り（市道 0209 号線） / 平和学園前交差点から美住町交差点まで 市道 1430 号線及び 1450 号線 / 美住町交差点から藤沢市境まで	

新	旧
	

（3）津波避難路の指定

市は、津波浸水想定区域からの円滑な避難を誘導するため、安全性や機能性の確保等の観点を踏まえ、原則として次の基本的な考え方や指定基準に基づき津波避難路を指定します。

津波避難路指定の基本的な考え方

①避難の方向性や他の津波避難路との接続性を考慮し、避難対象地域の外へいち早く避難できる道路であること。

②災害発生時に建物倒壊や落下物による通行の支障が少ないと想定される道路であること。

③夜間や悪天候時であっても安全に移動することができる道路であること。

津波避難路の指定基準

新	旧

❶ 原則として沿岸から避難目標ラインに向かって敷設されていること。
❷ ①の道路に容易にアクセスできる道路であること。
❸ 原則として海岸や河川沿いではないこと。
❹ 原則として道路の幅員が 4m以上であること。
❺ 悪天候時の路面や排水の状況を考慮し、原則として冠水の履歴がないこと。
❻ 夜間の避難を考慮し、一定区間ごとに照明が設置されていること。

地　区　名	津波避難路
湘南	県道：46 号線（産業道路） 市道：0121 号線（鉄砲道）、0202 号線（左富士通り）、 0214 号線（柳島通り）
南湖	市道：0121 号線（鉄砲道）、0206 号線（南湖通り）
茅ヶ崎南	市道：0203 号線（サザン通り）、2199 号線（高砂通り）
海岸	県道：310 号線（雄三通り） 市道：0101 号線（一中通り）、0207 号線（ラチエン通り）
浜須賀	市道：0121 号線　（鉄砲道）、0209 号線（学園通り）
松浪	県道：30 号線（戸塚茅ケ崎線） 市道：0115 号線（浜竹通り）、0121 号線（鉄砲道）

※　国道１３４号は、海岸線に並行して敷設されているため津波避難路には指定しません。

(4) 津波避難の基本行動

新	旧
津波発生時の避難行動は「より早く・より高く・より遠く」を基本とし、市民は、次の行動を踏まえて避難を行います。また、市は、避難の促進を図るため、市民に対し周知啓発を行います。 ア　避難対象地域の外への避難 津波からの避難は、一刻も早く避難対象地域の外へ避難することが基本であり、避難方法は、原則として徒歩によるものとなります。 近海で発生した地震に伴う津波は、市の避難指示が発令される前に襲来するおそれがあるため、「地震の発生＝津波の発生」という認識を持って避難指示の発令を待たずに自主的な避難を行います。 避難開始が遅れ津波の到達時間が切迫した状況にある場合は、屋外へ避難するよりも建物の上層階に避難する方が身の安全を確保できる可能性が高いことも考えられるため、津波避難に当たっては、避難開始のタイミングによって臨機応変な対応も念頭に置くことが必要となります。 イ　津波一時退避場所（津波避難ビル・津波避難地）への避難 津波の到達時間までに避難対象地域の外へ避難することが難しい場合は、避難対象地域内の津波一時退避場所（津波避難ビル・津波避難地）に避難することを基本とします。 ウ　徒歩避難の原則 車両での避難は、地震による道路の損傷、建物の倒壊等の影響を受けるほか、渋滞により身動きがとれなくなるなど避難が遅れてしまう可能性があります。また、徒歩避難者の円滑かつ安全な避難の妨げとなるため、車両ではなく徒歩による避難を原則とします。 エ　避難の継続 津波は第１波よりも第２波、第３波の方が高くなる場合があるため、津波警報等が解除されるまでは避難行動を継続します。津波一時退避場	

新	旧
所（津波避難ビル・津波避難地）に避難した場合も、火災の危険がある場合を除き、建物から移動しないことを原則とします。 オ　津波警報等解除後の行動 市は、気象庁による津波警報等の解除が発表されたときは、原則として避難指示の解除を行います。ただし、実際に浸水被害が発生している区域については、状況に応じて対応します。 避難指示が解除された後、地震災害が発生せず、かつ津波による自宅の被害を免れた市民等は自宅へ帰宅します。一方、地震や津波等により住宅に被害が生じ、帰宅することができない市民等は、指定避難所へ移動します。	
Ｐ７６ **第４章　平常時の対策** **第６節　避難対策** **【課題】** ○避難所における資機材等の備蓄、要配慮者やこども・若者、男女共同参画、その他の多様な視点を反映した避難所運営、在宅避難者、車中泊等の避難所外避難者への対応や避難所におけるペット対策、避難所の閉鎖等、想定される避難所運営上の課題に対して、実効性のある取組を進める必要があります。	Ｐ７６ **第４章　平常時の対策** **第６節　避難対策** **【課題】** ○避難所における資機材等の備蓄、要配慮者や男女共同参画の視点に配慮した避難所運営、在宅避難者、車中泊等の避難所外避難者への対応や避難所におけるペット対策、避難所の閉鎖等、想定される避難所運営上の課題に対して、実効性のある取組を進める必要があります。
Ｐ７８ **第４章　平常時の対策** **第６節　避難対策** **第３　防災資機材等の整備　くらし安心部、自主防災組織** 市は、避難所の整備を図るため、防災用資機材等の備蓄を進め、自主防災組織は、防災活動に必要な防災資機材等の備蓄を進めます。市は、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めます。 また、市は、要配慮者や女性が避難生活の負担を軽減できるよう、多様な生活	Ｐ７８ **第４章　平常時の対策** **第６節　避難対策** **第３　防災資機材等の整備　くらし安心部、自主防災組織** 市は、避難所の整備を図るため、防災用資機材等の備蓄を進め、自主防災組織は、防災活動に必要な防災資機材等の備蓄を進めます。市は、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めます。 また、市は、要配慮者や女性が避難生活の負担を軽減できるよう、多様な生活

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>必需物資等の備蓄に努めるとともに、指定緊急避難場所等への避難が長時間にわたることも想定し、熱中症対策及び防寒対策として必要な資機材等の備蓄を進めます。</td><td>必需物資等の備蓄に努めます。</td></tr>
<tr><td>Ｐ８７
第４章　平常時の対策
第１０節　教育・保育対策
【現状】
○市には指定等文化財として、令和８年８月２８日時点で国指定４件、県指定９件、市指定３０件、国登録５件の文化財があるほか、博物館などの施設には未指定の文化財が収蔵されています。文化財パトロールなどを通じて、文化財の情報の把握に努めています。</td><td>Ｐ８７
第４章　平常時の対策
第１０節　教育・保育対策
【現状】
○市には指定等文化財として、令和７年８月８日時点で国指定５件、県指定９件、市指定３１件、国登録６件の文化財があるほか、博物館などの施設には未指定の文化財が収蔵されています。文化財パトロールなどを通じて、文化財の情報の把握に努めています。</td></tr>
<tr><td>Ｐ９０
第４章　平常時の対策
第１２節　緊急輸送道路等の確保対策
第１　緊急輸送道路等の指定　くらし安心部、建設部、藤沢土木事務所、横浜国道事務所
１　緊急輸送道路の指定
県では、発災後の復旧活動をはじめとする緊急輸送の拡大に対応するため、現地災害対策本部、広域防災活動拠点、市町村災害対策本部等を有機的に連絡する路線を緊急輸送道路として指定しています。

<table>
<tr><td>第１次
緊急輸送道路</td><td colspan="2">高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線。</td></tr>
<tr><td></td><td>路線名</td><td>区　間</td></tr>
<tr><td></td><td>国道１号</td><td>市内全線</td></tr>
<tr><td></td><td>国道１号（新湘南バイパス）</td><td>市内全線</td></tr>
<tr><td></td><td>国道１３４号</td><td>市内全線</td></tr>
<tr><td></td><td>国道４６８号（さがみ縦貫道路）</td><td>市内全線</td></tr>
<tr><td></td><td>県道３０号（戸塚茅ケ崎）</td><td>市内全線</td></tr>
<tr><td></td><td>県道４４号（伊勢原藤沢）</td><td>寒川町境～県道４５号（丸子中山茅ケ崎）交点</td></tr>
<tr><td></td><td>県道４５号（丸子中山茅ケ崎）</td><td>市内全線</td></tr>
</table></td><td>Ｐ９０
第４章　平常時の対策
第１２節　緊急輸送道路等の確保対策
第１　緊急輸送道路等の指定　くらし安心部、建設部、藤沢土木事務所、横浜国道事務所
１　緊急輸送道路の指定
県では、発災後の復旧活動をはじめとする緊急輸送の拡大に対応するため、現地災害対策本部、広域防災活動拠点、市町村災害対策本部等を有機的に連絡する路線を緊急輸送道路として事前に指定しています。

<table>
<tr><td>第１次
緊急輸送道路</td><td colspan="2">高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線。</td></tr>
<tr><td></td><td>路線名</td><td>区　間</td></tr>
<tr><td></td><td>国道１号</td><td>市内全線</td></tr>
<tr><td></td><td>国道１号（新湘南バイパス）</td><td>市内全線</td></tr>
<tr><td></td><td>国道１３４号</td><td>市内全線</td></tr>
<tr><td></td><td>国道４６８号（さがみ縦貫道路）</td><td>市内全線</td></tr>
<tr><td></td><td>県道３０号（戸塚茅ケ崎）</td><td>市内全線</td></tr>
<tr><td></td><td>県道４４号（伊勢原藤沢）</td><td>寒川町境～県道４５号（丸子中山茅ケ崎）交点</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

新

県道４６号（相模原茅ケ崎）	市内全線
第２次緊急輸送道路	第１次緊急輸送道路を補完し、地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線。
路線名	区間
県道４７号（藤沢平塚）	市内全線
県道４０４号（遠藤茅ケ崎）	県道４７号（藤沢平塚）交点～国道１号交点

２　緊急輸送道路を補完する道路の指定

市は、応急対策活動及び警戒宣言発令時対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送を行うため、各拠点と防災備蓄倉庫、各避難所等を結ぶ緊急輸送道路を補完する道路を指定しています。

第１次路線	市内の応急対策活動を行う上で不可欠な路線で、防災拠点やヘリポートと災害対策本部を結ぶ重要な道路。
路線名	区　間
市道０１０１号線（一中通り）	一中通り全線
市道０２０２号線（左富士通り）	左富士通り全線
市道０１２１号線（鉄砲道）	鉄砲道全線
市道０１２２号線、市道０１１６号線、市道０１２３号線（東海岸寒川線）	県道４０４号交点～「みずき」交差点（遠藤茅ヶ崎）
第２次路線	第１次路線を補完し、市の緊急輸送対策上、機能の確保が重要となる道路。
路線名	区　間
市道０２０９号線（学園通り）	学園通り全線
市道０２０６号線（南湖通り）	南湖通り全線

旧

県道４５号（丸子中山茅ケ崎）	市内全線
県道４６号（相模原茅ヶ崎）	市内全線

（追加）

２　緊急輸送道路を補完する道路の指定

市は、応急対策活動及び警戒宣言発令時対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送を行うため、各拠点と防災備蓄倉庫、各避難所等を結ぶ緊急輸送道路を補完する道路を指定しています。

第１次路線	市内の応急対策活動を行う上で不可欠な路線で、防災拠点やヘリポートと災害対策本部を結ぶ重要な道路。
路線名	区　間
市道０１０１号線（一中通り）	一中通り全線
市道０２０２号線（左富士通り）	左富士通り全線
市道０１２１号線（鉄砲道）	鉄砲道全線
市道０１２２号線、市道０１１６号線、市道０１２３号線、（東海岸寒川線）	県道４０４号交点～「みずき」交差点（遠藤茅ヶ崎）
県道４０４号（遠藤茅ヶ崎）	市内全線
県道４７号（藤沢平塚）	市内全線
第２次路線	第１次路線を補完し、市の緊急輸送対策上、機能の確保が重要となる道路。
路線名	区　間
市道０２０９号線（学園通り）	学園通り全線

新

市道０１１０号線、市道７５６０号線、市道０１１１号線、市道７２８１号線（大岡越前通り）	大岡越前通り全線
市道０１１０号線、市道０１０８号線（赤羽根通り）	赤羽根通り全線
市道０１０８号線（小和田通り）	小和田通り全線
市道６２１４号線	「堤八王子原」交差点～「堤東原」交差点

Ｐ１１２
第５章　災害時の応急対策活動
第２節　災害情報の受伝達
第１　地震や津波に関する情報等の受伝達　統括調整部各班、くらし安心部
２　津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波到達予想時刻や予想される津波の高さを５段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

旧

市道０２０６号線（南湖通り）	南湖通り全線
市道０１１０号線、市道７５６０号線、市道０１１１号線、市道７２８１号線（大岡越前通り）	大岡越前通り全線
市道０１１０号線、市道０１０８号線（赤羽根通り）	赤羽根通り全線
市道０１０８号線（小和田通り）	小和田通り全線
市道６２１４号線	「堤八王子原」交差点～「堤東原」交差点

Ｐ１１２
第５章　災害時の応急対策活動
第２節　災害情報の受伝達
第１　地震や津波に関する情報等の受伝達　統括調整部各班、くらし安心部
２　津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波到達予想時刻や予想される津波の高さを５段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

新	旧
Ｐ１２１ **第５章　災害時の応急対策活動** **第４節　医療救護・保健活動** **第４　医療救護活動　救援物資対策班、保健医療対策班、保健所部、医療関係団体、医療機関、薬品会社、消防部** 市は、災害時における被災者の医療及び助産に必要な救護の確保を図るため、次の体制により、医療救護活動を実施します。 **１　医療救護活動体制** 災害状況に応じて、医療救護所の開設場所の選定や、医療関係団体への要員の派遣要請を実施します。 また、市内の医療機関の被災状況、診療状況を把握し、被災者や医療機関、医療救護所に情報提供するとともに、医療機関や医療救護所の医療救護活動を支援します。三師会の会員施設（医療機関・薬局）は、市内で震度６弱以上を観測した際、各自の判断で診療・調剤を継続します。 なお、市のみでは医療救護活動の実施が困難であると茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議が判断したときは、県保健医療福祉調整本部に対し、都道府県医療救護班等の派遣要請を行います。 市は、大規模災害が発生した場合、必要に応じて医療救護班を編成し、医療救護所へ派遣します。	Ｐ１２１ **第５章　災害時の応急対策活動** **第４節　医療救護・保健活動** **第４　医療救護活動　救援物資対策班、保健医療対策班、保健所部、医療関係団体、医療機関、薬品会社、消防部** 市は、災害時における被災者の医療及び助産に必要な救護の確保を図るため、次の体制により、医療救護活動を実施します。 **１　医療救護活動体制** 災害状況に応じて、医療救護所の開設場所の選定や、医療関係団体への要員の派遣要請を実施します。 また、市内の医療機関の被災状況、診療状況を把握し、被災者や医療機関、医療救護所に情報提供するとともに、医療機関や医療救護所の医療救護活動を支援します。 なお、市のみでは医療救護活動の実施が困難であると茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議が判断したときは、県保健医療福祉調整本部に対し、都道府県医療救護班等の派遣要請を行います。 市は、大規模災害が発生した場合、必要に応じて医療救護班を編成し、医療救護所へ派遣します。

新	旧
【医療救護体制】 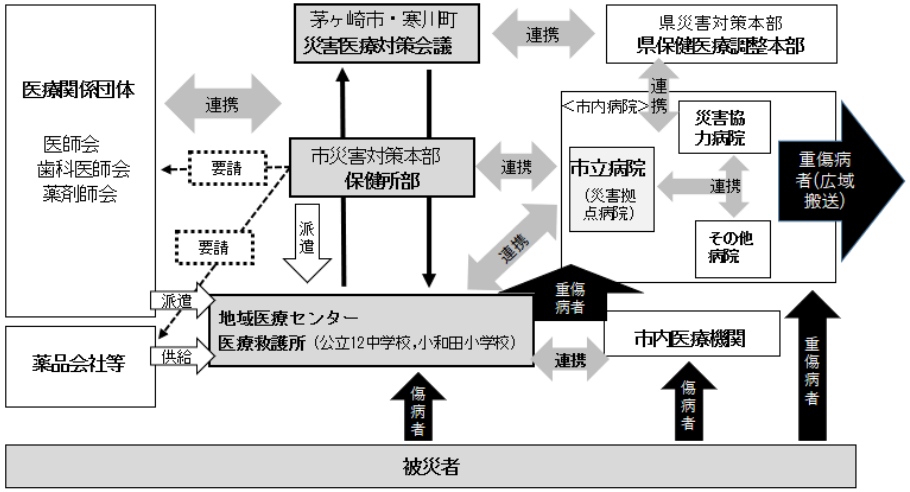 	【医療救護体制】 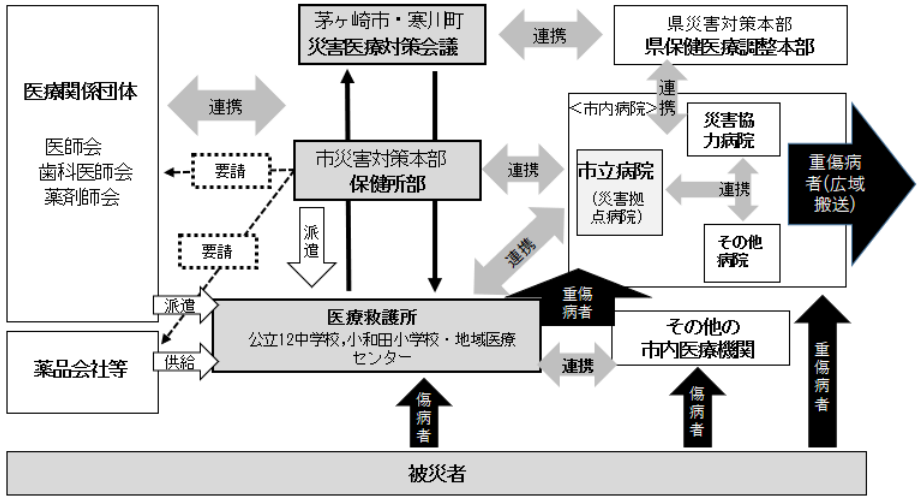
２　医療救護活動の方針 （１）発災直後の応急医療 災害時の医療救護体制として、医療救護所等での医療活動（市からの要請に基づいた開設予定地への参集）だけでなく、市内で震度６弱以上の地震を観測した場合は、市からの協力要請を待たず、自院や自局の開設を目指す医療活動を実施します。また、災害時に診察・調剤を行っている診療所や薬局は、災害時イエローフラッグを掲げることとしています。（災害時医療における初動体制強化等を目的とし、令和８年３月２６日に三師会と協定を締結しました。）	２　医療救護活動の方針 （１）発災直後の応急医療 市は医療関係団体の協力のもと対処します。
５　医薬品等の確保 使用する医薬品等は、市が備蓄する医薬品等及び協定を締結している薬剤師会や薬品会社から調達するもののほか、医療関係団体が持参したものとします。ただし、医薬品等に不足が生じるときは、県に応援を要請します。	５　医薬品等の確保 使用する医薬品等は、市が備蓄する医薬品等及び協定を締結している薬品会社から調達するもののほか、医療関係団体が持参したものとします。ただし、医薬品等に不足が生じるときは、県に応援を要請します

新	旧
８　人工透析患者対策 【災害時における透析患者への情報伝達の流れ】 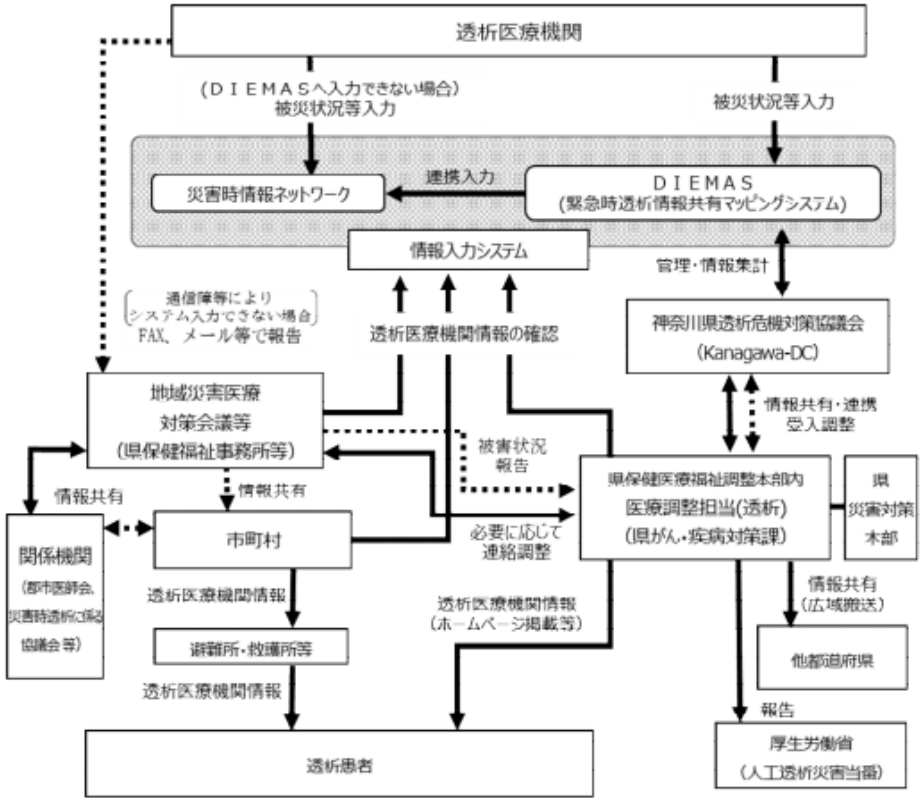 出典　神奈川県災害時透析患者支援マニュアル（令和８年３月改定版）	８　人工透析患者対策 【災害時における透析患者への情報伝達の流れ】 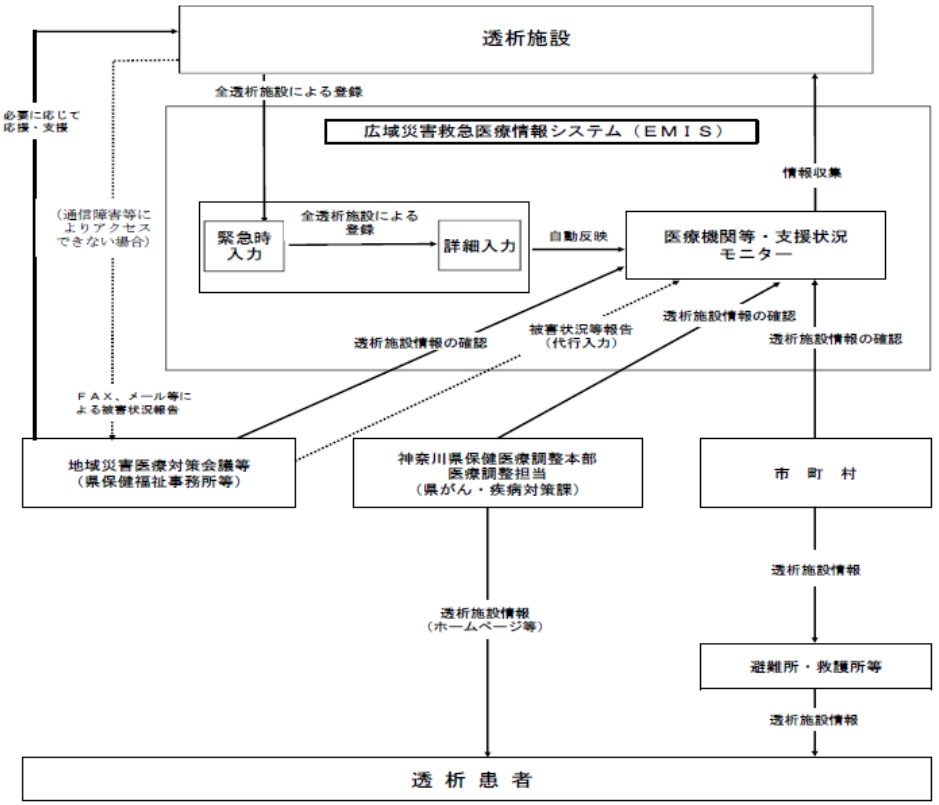 出典　神奈川県災害時透析患者支援マニュアル（令和元年６月改定版）

新

Ｐ１２８
第５章　災害時の応急対策活動
第５節　津波対策
第２　津波情報の伝達
１　津波情報の受伝達
【防災行政用無線】（全国瞬時警報システムによる運用）

予報の種類	サイレン吹鳴方法	放　送　内　容
大津波警報（東日本大震災クラス）（特別警報）	３秒 ２秒休止	大津波警報。大津波警報。東日本大震災クラスの津波が来ます。ただちに高台に避難してください。（３回繰り返し） こちらは防災ちがさきです。
大津波警報（特別警報）	３秒 ２秒休止	大津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。（３回繰り返し） こちらは防災ちがさきです。
津波警報	５秒 ６秒休止	津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。（３回繰り返し） こちらは防災ちがさきです。
津波注意報	１０秒 ２秒休止	津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意してください。（３回繰り返し） こちらは防災ちがさきです。

Ｐ１３２
第５章　災害時の応急対策活動
第６節　避難対策
第３　避難所の開設・運営　**総括・情報班、避難所対策班、福祉部、保健所部、教育部、配備職員、自主防災組織**
２　避難所の運営
（1）避難所運営委員会

旧

Ｐ１２８
第５章　災害時の応急対策活動
第５節　津波対策
第２　津波情報の伝達
１　津波情報の受伝達
【防災行政用無線】（全国瞬時警報システムによる運用）

予報の種類	サイレン吹鳴方法	放　送　内　容
大津波警報（東日本大震災クラス）（特別警報）	３秒 ２秒休止	大津波警報。大津波警報。東日本大震災クラスの津波が来ます。ただちに高台に避難してください。（３回繰り返し） こちらは防災ちがさきです。
大津波警報（特別警報）	３秒 ２秒休止	大津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。（３回繰り返し） こちらは防災ちがさきです。
津波警報	５秒 ６秒休止	津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。（３回繰り返し） こちらは防災ちがさきです。

Ｐ１３２
第５章　災害時の応急対策活動
第６節　避難対策
第３　避難所の開設・運営　**総括・情報班、避難所対策班、福祉部、保健所部、教育部、配備職員、自主防災組織**
２　避難所の運営
（1）避難所運営委員会

新	旧
避難所においては、その運営を円滑に行うための避難所運営委員会を立ち上げます。なお、避難所運営委員会の立ち上げに際しては、地域全体で避難者を支えることができるよう、避難者生活支援に関する知見やノウハウを有する防災リーダーなどの地域の人材に対して協力を求めつつ、自主防災組織や避難者を中心に構成し、配備職員や学校職員等はその運営を補佐します。 避難所運営委員会は、避難所及び避難所内における混乱の防止、秩序保持、避難者の収容及び救援対策が安全かつ適切に行われるよう、女性やこども・若者、高齢者、障がい者など、多様な視点や意見を反映した運営に努めます。	避難所においては、その運営を円滑に行うための避難所運営委員会を立ち上げます。なお、避難所運営委員会の立ち上げに際しては、地域全体で避難者を支えることができるよう、避難者生活支援に関する知見やノウハウを有する防災リーダーなどの地域の人材に対して協力を求めつつ、自主防災組織や避難者を中心に構成し、配備職員や学校職員等はその運営を補佐します。 避難所運営委員会は、避難所及び避難所内における混乱の防止、秩序保持、避難者の収容及び救援対策が安全かつ適切に行われるよう努めます。
Ｐ１３７ **第５章　災害時の応急対策活動** **第６節　避難対策** **第９　応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理　被災者生活再建対策班、福祉部、都市部、建設部** 市及び県は、災害により住居を失った被災者に対する応急仮設住宅の供与及び被害を受けた住宅の応急修理を実施します。 １　実施機関 (2)　災害救助法が適用されない場合 同法が適用されない場合は、被災者に対する仮設住宅等の供与及び住宅の応急修理は、市が実施します。	Ｐ１３７ **第５章　災害時の応急対策活動** **第６節　避難対策** **第９　応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理　被災者生活再建対策班、福祉部、都市部、建設部** 市及び県は、災害により住居を失った被災者に対する応急仮設住宅の建設及び被害を受けた住宅の応急修理を実施します。 １　実施機関 (2)　災害救助法が適用されない場合 同法が適用されない場合は、被災者に対する仮設住宅等の建設及び住宅の応急修理は、市が実施します。
Ｐ１５５ **第５章　災害時の応急対策活動** **第１２節　緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動** **第９　船舶等による海上輸送手段の確保　総括・情報班、湘南海上保安署** **２　港湾及び漁港の応急復旧等** (1) 港湾管理者及び漁港管理者は、その管理する港湾施設及び漁港施設について、早急に被害状況を把握し、市に対して被害状況報告するとともに、必要に応じて応急復旧を行います。なお、港湾施設については、港湾管理者が必要に応じて応急復旧等を行います。	Ｐ１５５ **第５章　災害時の応急対策活動** **第１２節　緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動** **第９　船舶等による海上輸送手段の確保　総括・情報班、湘南海上保安署** **２　港湾及び漁港の応急復旧等** (1) 港湾管理者及び漁港管理者は、その管理する港湾施設及び漁港施設について、早急に被害状況を把握し、市に対して被害状況報告するとともに、必要に応じて応急復旧を行います。なお、港湾施設については、国土交通省（関東地方整備局）及び港湾管理者が必要に応じて応急復旧等を行います。

新	旧
Ｐ１７９ **第６章　復旧・復興対策** **第１節　復興体制の整備** 大規模災害からの復興にあたっては、単なる復旧ではなく未来に向けた創造的復興を目指していくことが必要です。 本章は、あらかじめ復興の考え方や復興対策の内容を整理し、災害後の迅速な復興対策が推進できるよう地域防災計画に位置づけたものです。 市は、国や県との調整、防災関係機関との連携を図りながら、一日も早く平常の都市活動が再開できることを目的に、市民の合意を得ながら、速やかに策定推進できる体制づくりに努めるとともに、復興対策を構築する上では、女性やこども・若者、高齢者、障がい者など、あらゆる地域生活者の視点、男女共同参画の視点を反映するよう努めます。	Ｐ１７９ **第６章　復旧・復興対策** **第１節　復興体制の整備** 大規模災害からの復興にあたっては、単なる復旧ではなく未来に向けた創造的復興を目指していくことが必要です。 本章は、あらかじめ復興の考え方や復興対策の内容を整理し、災害後の迅速な復興対策が推進できるよう地域防災計画に位置づけたものです。 市は、国や県との調整、防災関係機関との連携を図りながら、一日も早く平常の都市活動が再開できることを目的に、市民の合意を得ながら、速やかに策定推進できる体制づくりに努めるとともに、復興対策を構築する上では、あらゆる地域生活者の視点、男女共同参画の視点に配慮するよう努めます。
Ｐ１８９ **第４節　復興対策** **第１　復興計画の策定　企画政策部、都市部** **２　地域と市民の絆で築く復興計画** 市は、被災者が復興への意欲を持ち、共感を持てるような将来像を構築し、未来を見据えた復興計画を策定します。 なお、その計画の策定においては、あらゆる機会において、女性やこども・若者、高齢者、障がい者など、地域生活者や男女共同参画の視点を反映し、まちの活力の早期再生や、誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりを目指し、市、市民、企業等が一致団結して復興に向けて取り組みます。	Ｐ１８９ **第４節　復興対策** **第１　復興計画の策定　企画政策部、都市部** **２　地域と市民の絆で築く復興計画** 市は、被災者が復興への意欲を持ち、共感を持てるような将来像を構築し、未来を見据えた復興計画を策定します。 なお、その計画の策定においては、あらゆる機会において、地域生活者や男女共同参画の視点に配慮し、まちの活力の早期再生や、誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりを目指し、市、市民、企業等が一致団結して復興に向けて取り組みます。
Ｐ２１４ **第７章　東海地震に関する事前対策** **第３節　警戒宣言発令時等対策** **第２０　ライフライン等施設対策** **５　電話（通信）の確保** ＮＴＴ東日本（株）神奈川事業部は、警戒宣言が発令された場合、地震防	Ｐ２１４ **第７章　東海地震に関する事前対策** **第３節　警戒宣言発令時等対策** **第２０　ライフライン等施設対策** **５　電話（通信）の確保** 東日本電信電話（株）神奈川事業部は、警戒宣言が発令された場合、地震防

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>災対策上重要な電話（通信）の確保を図るため、地震災害警戒本部の設置、応急用資機材の事前配備、電源の確保、電話（電信）のそ通確保、安否確認に必要な措置等、必要な体制を確保し、応急措置を実施します。</td><td>災対策上重要な電話（通信）の確保を図るため、地震災害警戒本部の設置、応急用資機材の事前配備、電源の確保、電話（電信）のそ通確保、安否確認に必要な措置等、必要な体制を確保し、応急措置を実施します。</td></tr>
<tr><td>Ｐ２２６
第８章　南海トラフ地震防災対策推進計画
第６節　時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項
第１　南海トラフ地震に関連する情報の発表
１　南海トラフ地震に関連する情報及び発表条件
<table><tr><th>名称</th><th>発表条件及び発表内容</th></tr><tr><td>南海トラフ地震臨時情報（調査中）</td><td>観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合に発表される南海トラフ地震臨時情報</td></tr><tr><td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</td><td>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でＭｗ８．０以上の地震が発生したと評価が出された場合に、後発地震※の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す南海トラフ地震臨時情報</td></tr><tr><td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</td><td>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でＭｗ７．０以上Ｍｗ８．０未満、又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側５０㎞程度までの範囲でＭｗ７．０以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生、若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合に、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す南海トラフ地震臨時情報</td></tr><tr><td>南海トラフ地震臨時情報（調査終了）</td><td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）のいずれの発表条件も満たさなかった場合に、その旨を示す南海トラフ地震臨時情報</td></tr></table></td><td>Ｐ２２６
第８章　南海トラフ地震防災対策推進計画
第６節　時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項
第１　南海トラフ地震に関連する情報の発表
１　南海トラフ地震に関連する情報及び発表条件
<table><tr><th>名称</th><th>発表条件及び発表内容</th></tr><tr><td>南海トラフ地震臨時情報（調査中）</td><td>観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合に発表される南海トラフ地震臨時情報</td></tr><tr><td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</td><td>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でＭ８．０以上の地震が発生したと評価が出された場合に、後発地震※の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す南海トラフ地震臨時情報</td></tr><tr><td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</td><td>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でＭ７．０以上Ｍ８．０未満、又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側５０㎞程度までの範囲でＭ７．０以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生、若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合に、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す南海トラフ地震臨時情報</td></tr><tr><td>南海トラフ地震臨時情報（調査終了）</td><td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）のいずれの発表条件も満たさなかった場合に、その旨を示す南海トラフ地震臨時情報</td></tr></table></td></tr>
</table>

新	旧
Ｐ２２８ **第８章　南海トラフ地震防災対策推進計画** **第６節　時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項** **第４　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項** **１　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表** 気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてＭｗ８．０以上の地震が発生した場合、最短２時間程度で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表します。 （略） **６　災害応急対策をとるべき期間等** 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が対象とする後発地震に対しては、その発生可能性と社会的な受忍の限度を踏まえ、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるＭｗ８．０以上の地震の発生から１週間（対象地震発生から１６８時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、警戒する措置をとるものとします。 **７　避難対策等** 南海トラフ地震の想定震源域の西側のプレート境界においてＭｗ８．０以上の地震が発生した場合、相模湾・三浦半島に大津波警報等が発表されることが想定されます。この場合、市は、津波一時退避場所への避難を呼びかけます。 （略） (2)　避難所の開設 市は、後発地震に備え、個々の状況（土砂災害の危険性、住宅の耐震性等）に応じて自主的に避難する住民を受入れるため、一部の公立小・中学校を避難所として開設することを検討します。	Ｐ２２８ **第８章　南海トラフ地震防災対策推進計画** **第６節　時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項** **第４　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項** **１　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表** 気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてＭ８．０以上の地震が発生した場合、最短２時間程度で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表します。 （略） **６　災害応急対策をとるべき期間等** 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が対象とする後発地震に対しては、その発生可能性と社会的な受忍の限度を踏まえ、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるＭ８．０以上の地震の発生から１週間（対象地震発生から１６８時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、警戒する措置をとるものとします。 **７　避難対策等** 南海トラフ地震の想定震源域の西側のプレート境界においてＭ８．０以上の地震が発生した場合、相模湾・三浦半島に大津波警報等が発表されることが想定されます。この場合、市は、津波一時退避場所への避難を呼びかけます。 （略） (2)　避難所の開設 市は、後発地震に備え、個々の状況（土砂災害の危険性、住宅の耐震性等）に応じて自主的に避難する住民を受入れるため、公立小・中学校を避難所として開設します。

新	旧
Ｐ２３２ 第８章　南海トラフ地震防災対策推進計画 第６節　時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項 第５　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項 １　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の発表 気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界でＭｗ７．０以上Ｍｗ８．０未満、又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側５０㎞程度までの範囲でＭｗ７．０以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生、若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測された場合、最短２時間程度で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表します。 （略） ５　災害応急対策をとるべき期間等 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が対象とする後発地震に対しては、その発生可能性を踏まえ、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるＭｗ７．０以上Ｍｗ８．０未満、又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側５０km程度までの範囲でＭｗ７．０以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から１週間（対象地震発生から１６８時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、後発地震に対して注意する措置をとるものとします。	Ｐ２３２ 第８章　南海トラフ地震防災対策推進計画 第６節　時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項 第５　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項 １　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の発表 気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界でＭ７．０以上Ｍ８．０未満、又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側５０㎞程度までの範囲でＭ７．０以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生、若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測された場合、最短２時間程度で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表します。 （略） ５　災害応急対策をとるべき期間等 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が対象とする後発地震に対しては、その発生可能性を踏まえ、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるＭ７．０以上Ｍ８．０未満、又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側５０km程度までの範囲でＭ７．０以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から１週間（対象地震発生から１６８時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、後発地震に対して注意する措置をとるものとします。